

第3回 蒲郡市立地適正化計画策定委員会 会議録

開催日時	平成31年3月28日（木）午後2時から午後2時50分まで																												
開催場所	蒲郡市役所 新館6階 第2委員会室																												
出席者	<p>【委員】</p> <table border="0"> <tr> <td>豊橋技術科学大学 教授</td> <td>浅野 純一郎</td> </tr> <tr> <td>豊橋技術科学大学 准教授</td> <td>杉木 直</td> </tr> <tr> <td>愛知県宅地建物取引業協会東三河支部</td> <td>羽賀 浩正</td> </tr> <tr> <td>蒲郡商工会議所</td> <td>鈴木 俊介</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会</td> <td>八木 剛</td> </tr> <tr> <td>蒲郡商店街振興組合</td> <td>鈴木 紀子</td> </tr> <tr> <td>東区総代</td> <td>市野 大三郎</td> </tr> <tr> <td>吉光区総代</td> <td>細井 政雄</td> </tr> <tr> <td>蒲郡にじの会</td> <td>鈴木 庸子</td> </tr> <tr> <td>蒲郡市都市開発部部長</td> <td>鈴木 成人</td> </tr> </table> <p>【欠席オブザーバー】</p> <table border="0"> <tr> <td>愛知県建設部都市計画課 課長</td> <td>片山 貴視</td> </tr> </table> <p>【事務局】</p> <table border="0"> <tr> <td>都市開発部都市計画課 課長</td> <td>宮瀬 光博</td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td>権田 吉宏</td> </tr> <tr> <td>技師</td> <td>大塩 正裕</td> </tr> </table> <p>【委託業者】</p> <p>中央コンサルタンツ株式会社 2名</p>	豊橋技術科学大学 教授	浅野 純一郎	豊橋技術科学大学 准教授	杉木 直	愛知県宅地建物取引業協会東三河支部	羽賀 浩正	蒲郡商工会議所	鈴木 俊介	社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会	八木 剛	蒲郡商店街振興組合	鈴木 紀子	東区総代	市野 大三郎	吉光区総代	細井 政雄	蒲郡にじの会	鈴木 庸子	蒲郡市都市開発部部長	鈴木 成人	愛知県建設部都市計画課 課長	片山 貴視	都市開発部都市計画課 課長	宮瀬 光博	係長	権田 吉宏	技師	大塩 正裕
豊橋技術科学大学 教授	浅野 純一郎																												
豊橋技術科学大学 准教授	杉木 直																												
愛知県宅地建物取引業協会東三河支部	羽賀 浩正																												
蒲郡商工会議所	鈴木 俊介																												
社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会	八木 剛																												
蒲郡商店街振興組合	鈴木 紀子																												
東区総代	市野 大三郎																												
吉光区総代	細井 政雄																												
蒲郡にじの会	鈴木 庸子																												
蒲郡市都市開発部部長	鈴木 成人																												
愛知県建設部都市計画課 課長	片山 貴視																												
都市開発部都市計画課 課長	宮瀬 光博																												
係長	権田 吉宏																												
技師	大塩 正裕																												
議題	<p>(1) 第2回 策定委員会を踏まえた内容について</p> <p>(2) 蒲郡市都市計画審議会意見聴取の結果報告について</p> <p>(3) 運用までの流れについて</p>																												
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 蒲郡市立地適正化計画 計画書 資料1-1 ・ 蒲郡市立地適正化計画 資料編(抜粋) 資料1-2 ・ 第2回蒲郡市立地適正化計画策定委員会後の修正について 資料2 ・ 蒲郡市都市計画審議会への意見聴取結果について 資料3 ・ 蒲郡市立地適正化計画運用までの流れについて 資料4 																												
会議内容	<p>1 市長挨拶</p> <p>浅野会長はじめ委員の皆様方におかれては、それぞれの立場から、まちづくりについて貴重なご意見をいただき、また、2年間という長期に渡りご協力をいただくことで、立地適正化計画を取りまとめることが出来た。お礼申し上げます。</p> <p>全国的な傾向として本市も人口が減少していく中で、まちづくりもコンパクトな、機能が集約したまちを目指していかなければならない状況。本計画はこれからのまちづくりの機軸になるものと考えている。この計画を基に本市のまちづくりを進めることで、市民の</p>																												

方々にとって、住んでよかった、住み続けたいと感じていただけるまちを目指していきたいと思っている。

皆様方におかれては、今後とも引き続き、蒲郡市のまちづくりにご支援いただきますようお願い申し上げ、本日のあいさつとさせていただきます。

2 写真撮影

3 議事録署名者の選出について

会長の指名により、羽賀委員が選出された。

4 議題

(1) 第2回 策定委員会を踏まえた内容について

(2) 蒲郡市都市計画審議会意見聴取の結果報告について
配布資料（資料2、資料3）に基づき事務局が説明

質疑応答（発言順）

A委員：

1－3ページで、支線的交通について、公共交通空白地の移動の足となるコミュニティバス等を位置付けるとなっており、次ページの将来都市構造図では外向きに矢印が記載されている。しかし、将来都市構造図の拠点の中でもコミュニティバスが必要と思うかどうか。

事務局：

拠点区域内でも交通空白地があれば対応することになる。現在でも形原町で拠点区域内を巡回している。将来都市構造図では、拠点だけではなく、市域全域において市民の足を確保することを示すため、このように表現している。

B委員：

現在、コミュニティバス事業を市内各所で散発的に行っている印象がある。市全域を見渡して進めたほうが良いのでは。そうしないと空白地が残ってしまうおそれを感じる。そのため、公共交通に関することを単独で研究・実施する部署で事業を行ったほうが良いように感じている。

事務局：

現在は、交通防犯課が事務を担当しており、公共交通に関すること以外の事務も担当している。今後、移動の足を確保する必要性が高まると考えられるので、状況に応じて体制は考えていくと思う。

A委員：

5－10ページで、公共交通に関する施策が掲載されているが、そこに支線バス運行事業とある。これがコミュニティバスに関することだと思うが、表現が異なっている。統一したほうが良いように感じる。

また、将来都市構造図にコミュニティバスの図示がないのが残念。図面・施策ともコミュニティバスについて記載してはどうか。

事務局：

誘導施策の部分は、蒲郡市まち・ひと・しごと総合戦略の記載に合わせた表現のため、このようになっている。

また、支線的交通機能はコミュニティバス以外もありうることからこのような記載としている。

会長：

実施レベルでは散発的と見えるかもしれないが、地域公共交通網形成計画という市域全域が整合する計画が策定されており、その下で支線的交通等の事業も動いている。これからは立地適正化計画も連携して取り組みが行われていくと思うが、実施レベルとしてはどうか。

事務局：

形原町においてコミュニティバスを運行している。他地域でもこれから運行していく予定。

会長：

そのような状況なので、交通に関する上位計画はあるが、実施レベルでどのように動くのかが課題ということになると思われる。

A委員：

承知した。

形原駅周辺の都市機能誘導区域の図面で気になったところだが、形原漁信がプロットされていないのでは。西浦にも漁信があり、入れたほうが良いと思う。

会長：

資料編に図が追加されたので、見やすくなったと思う。

C委員：

誘導施設として公民館は設定しないのか。年配者・子供連れも利用しているようだが。

事務局：

公民館は、市街化区域内に限らず、市内での各地域に必要なものとして捉えている。都市機能誘導区域内に誘導することは極端ではないかという考えから誘導施設には設定していない。

C委員：

届出について、都市機能誘導区域外で誘導施設を休廃止する場合には届出不要とのことだが、なぜか。制度としてそうなっているのか。

事務局：

誘導施設に設定している施設の立地動向を把握したいということから届出制度がある。誘導区域内で立地している誘導施設がなくなる場合は、そのことを把握したいため、届出が必要となっている。誘導区域外に立地している誘導施設が廃止される場合には把握する必要がないという考えから届出の対象ではない。

都市再生特別措置法での制度としてこのような運用になっており、それに基づき本市も届出制度を実施しようとしている。

A委員：

誘導施策に記載されている一時預かり事業は、何の一時預かりなのか。

事務局：

事業としては、一時的に家庭で保育できない子供を預かるというもの。

D委員：

誘導施設は、開業時に行政に届出もしくは行政の許可を受ける事業という考え方でよいのか。民間で実施するにしても行政の許可を受けるもののように思うが。

事務局：

各種法律があり、何かしらの許認可が必要である可能性はある。

D委員：

その際、市に対する届出が必要である旨説明してもらおう考えはあるのか。

事務局：

届出の周知を行う際、例えば医療施設開設時に申請・届出を行う保健所に対しても、立地適正化計画による届出の周知を依頼する予定をしている。

また宅建業の団体に対してもお知らせする予定にしている。

D委員：

届出対象は、4-4ページ記載のものだけか。

事務局：

施設はそうだが、居住誘導区域外での開発行為や一定規模以上の住宅の建築行為も届出対象となる。

区域は市都市計画課で確認できる。

(3) 運用までの流れについて

配布資料 (資料4) に基づき事務局が説明

質疑応答 (発言順)

会長：

届出されたときの市の対応について伺いたい。受け付けるだけなのか。それとも、何かしらの対応を行うのか。

事務局：

受付のみで運用開始予定。

会長：

法の趣旨としては、届出制度は、誘導区域内への立地を誘導することでは。運用開始時点からどこまで行うのかはさまざまな考えがあるとは思いますが、区域外での立地を無条件で認めると、事業者からすれば届出をするだけで、いわゆるストレスフリーな状態になる。勧告等の基準を準備する、次回以降は誘導区域内での行為を促すよう文書を配布する等、やりようはあると思う。データとして把握しないと動けないかとも思うが。

事務局：

制度としては、市全体に大きな影響を及ぼす場合には、代替地の斡旋も含めて誘導区域内への誘導も必要に応じて可能であることは把握しているが、運用開始直後となるため、今すぐには考えていない。

会長：

受付するのみであれば、例えば、市街化区域で誘導区域外にあたる地域での、届出に該当するケースが過去にどの程度あるのかを把握し、計画運用前後の傾向を比較することで、立地のペースを分析する等しないと誘導したことにならないと思われる。検討してみてはどうか。

会長：

まとまった計画書を見て気づくこともあるかと思う。計画公表は来年度の7月1日とのことで、来週、新元号が発表されることから、若干の手直しはあるかと思うが、皆様よろしいか。

ご意見無いようなので、議題は以上とする。

5 会長あいさつ

委員の皆様におかれては、本計画は、非常に専門性が高く、細かい話題があり、ご苦労されたのではないかと思います。

先週フランスで、縮小都市についての会議があった。フランスは、出生率の回復も言われており、人口減少のイメージはないと思う。しかし、人口20万人未満の小都市では、若い人がパリ等の大都市に出て行ってしまふ、移住してくる人が少ない、伝統的な一次産業の継承者がいない等、日本と同じような内容で苦戦しているとのこと。

そのような状況で、向こうでは地方の小都市同士のグループでまとまって取り組むような動きはあるが、日本のような政府が制度を創設してはいない。日本の取り組みは実験的・先端的だな、という感想を持った。

会議内容の一部だが、小都市のひとつであるル・アーブルの話があり、分析等を行い、コンパクト化・公共施設へのアクセシビリティの向上・先端産業の推進として港町と言うこともあり、小規模港湾として大規模港湾との住み分け等の最先端なことを取り入れようとする戦略性を持って取り組んでいるとのこと。

それを踏まえて申し上げるが、立地適正化計画は、非常に細かいことを話題にしている。例えば人口密度の目標値を設定しそれを達成したらどうか、等と言っているが、そういう細かいところではなく、ある程度抽象度の高いところでコンパクト性を保つ・アクセシビリティを保つ等が大事なことだと思う。

本計画を策定するにあたり、細かいところの議論がされてきたが、抽象度を上げたところの方向性でぶれずに将来にわたりやっていくことで、持続可能で生活しやすい環境づくりにつながるのだ、というある程度達観した視点から見ていただきたい。策定委員会に参加された委員の皆さんの目で客観的に見ていただきたいほうが、5年毎の見直しもあることから、正しい方向に行くのではないかと思います。ぜひお願いしたい。

事務局：

委員の皆様には、それぞれの見地から忌憚ないご意見をいただいたことに感謝申し上げます。

会議は本日が最後で、委員任期は、計画策定までであることをご了承いただきたい。

計画を公表する前には、改めて郵送で報告させていただく。

会長：

事務局は、引き続き、公表に向けて進めるように。

これにて、第3回蒲郡市立地適正化計画策定委員会を閉会する。委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

(会議終了)